

北海道蜜蜂転飼条例

昭和32年4月8日 条例第15号
最終改正年月日：平成25年3月29日 条例第23号

北海道蜜蜂転飼条例をここに公布する。

北海道蜜蜂転飼条例

(目的)

第1条 この条例は、北海道の区域内における蜜蜂の群（以下「蜂群」という。）の配置を適正にするため、その転飼につき規制を行い、もって蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の増産を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「転飼」とは、北海道の区域内において蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物の採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

(許可)

第3条 業として蜜蜂の飼育を行う者は、転飼をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、転飼の場所、蜂群の数その他の事項について条件を付することができる。

(許可証)

第4条 知事は、前条第1項の規定による許可をしたときはその申請者に許可証を交付し、その許可をしなかったときはその申請者にその旨を通知しなければならない。

2 転飼の許可を受けた者は、転飼をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(罰則)

第5条 第3条第1項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(知事への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則（平成4年3月31日条例第41号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第69号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、平成21年4月日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。